

諫早市建設工事中間前金払事務取扱要領

一部改正 平成 23 年 4 月 1 日 23 諫契第 44 号

一部改正 平成 28 年 3 月 31 日 27 諫契第 222 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、諫早市が発注する建設工事における、当該工事の材料費等に相当する額として、請負代金額の 10 分の 4 以内で既の実施している前金払に追加して、当該請負代金額の 10 分の 2 以内の前金払（以下「中間前金払」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第 2 条 中間前金払の対象となる工事については、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 1 件の請負代金額（税込）が 200 万円以上であること。
- (2) 既に前払金を支出していること。
- (3) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (4) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

(対象経費の範囲)

第 3 条 中間前金払の対象となる経費の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、

支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(割合等)

第4条 中間前金払の割合は、請負代金額の10分の2以内とし、中間前金払による前払金(以下「中間前払金」という。)を支出した後の前払金と中間前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

(債務負担行為等に係る契約)

第5条 継続費及び債務負担行為に係る契約については、前払金を各年度の出来高予定額に対して支払うものについては、各会計年度の年割額に対応する出来高予定額を対象として中間前金払をすることができる。

(部分払との取扱)

第6条 中間前金払は、部分払と併用できないものとする。ただし、債務負担行為に係る工事における各年度の出来高予定額(最終年度に係るものを除く。)に係る当該年度末の出来高に対する部分払については、当該年度の出来高に対して部分払をすることができるものとする。

(認定方法)

第7条 請負者が、中間前金払を請求するため、あらかじめ第2条の要件について認定を受けようとする場合には、認定請求書(様式1)及び工事履行報告書(様式2)を財務部契約管財課長(以下「契約管財課長」という。)に提出させるものとする。

2 契約管財課長は、請負者から前項の認定の請求があったときは、工事履行報告書を工事担当課長に送付し、第2条の要件を満たしているか否かにつき、調査を依頼するものとする。

3 工事担当課長は、工事履行報告書を調査し、第2条の要

件を満たしているか否かを工事履行報告書に記載し、確認欄に押印後、契約管財課長に返送するものとする。

4 契約管財課長は、認定に係る決裁をし、その結果を認定調書（様式3）により請負者へ通知するものとする。

（認定通知）

第8条 前条第1項の規定による認定の請求があった場合は、当該認定に当たって、請負者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は特別な事情があるときを除き、当該請求を受理した日から7日以内に、その結果を通知するものとする。

（請求及び支払）

第9条 請負者から中間前金払の支払請求を受ける場合は、工期末を保証期限とする中間前払金に関する保証事業会社の保証証書を、中間前金払請求書に添付させるものとする。

2 中間前払金の支払請求があったときは、その日から20日以内に中間前払金を支払うものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（実施時期）

1 この要領は、平成21年4月1日以降に契約締結する案件から実施する。

（経過措置）

2 この要領の実施日以前に契約締結した案件については、変更契約を行い、中間前金払を実施することができるものとする。

3 請負者から中間前金払を希望する旨の申し出があった場合は、契約管財課長は、請負者に中間前金払に係る契約変

更申込書（様式４）を提出させ、変更契約を締結するものとする。

附 則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。